

社会福祉施設経営法人
なんでも相談事例集

(令和6年度受理分)

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会



第1章 法律

- 1 在留外国人の施設利用 1
- 2 債券の購入による運用 1
- 3 死亡した役員への支払い 1

第2章 会計・税務

- 4 介護職員に係る補助金の決算処理 2
- 5 決算における補助金の未払い処理 2
- 6 積立金の取り崩し 2
- 7 個人からの寄付と税額控除 2
- 8 寄贈された車輛の仕訳 3
- 9 義援金の仕訳 3
- 10 冷暖房設備の更新と支出科目 3
- 11 施設型給付費の公定価格増加分の精算 3
- 12 土地の売買契約と収入印紙 4
- 13 福祉充実計画算定シート 4
- 14 不動産の無償譲渡と仕訳 4
- 15 会計システムの活用と補正のタイミング 4
- 16 委託事業収入と勘定科目 5
- 17 無償譲渡を受けた不動産の借入金に係る仕訳 5
- 18 街灯の固定資産登録 6
- 19 保育園の廃園と退職給付引当金の処理 6
- 20 消耗品の購入と見積の徴取 6
- 21 施設利用者のサークル活動に係る施設負担分の勘定科目 6
- 22 消費税の算定方法 7
- 23 会議参加者の交通費と源泉徴収 7
- 24 照明の取換工事と分割支払いによる仕訳 7
- 25 事業の廃止に伴う固定資産の移管等の仕訳 7
- 26 支払の領収書と明細 8
- 27 死亡した役員への支払いと源泉徴収 8

28	法人が所有する建物の処分と課税の有無等	9
29	退職給付金の仕訳	10
30	車のリース契約と車輛としての固定資産登録	10
31	不動産の譲受と課税	10
32	賞与と賞与引当金の仕訳	11
33	ソフトの導入と固定資産の計上	11
第3章 労務管理・安全衛生		
34	定年と再雇用制度	12
35	休職中の職員の復職手続き	12
36	休憩時間のあり方	12
37	最低賃金のアップと正職員の対応	13

1 在留外国人の施設利用

Q) 軽費老人ホームと認定こども園とに、在留外国人を受入れることについて、法的に抵触することがないか。

A) 不法な滞在でなければ、問題はありません。

2 債券の購入による運用

Q) 国債などの債券を購入して運用し、法人の経営に役立てたいと考えているが、法的に問題はないか。

A) 社会福祉法人審査基準(平成12年12月1日)(厚生省通知)の「第2 法人の資産」「3 資産の管理」に照らしますと、基本財産であるか否かにかかわらず、国債など確実な回収が見込まれる債券でしたら、購入に問題はありません。

3 死亡した役員への支払い

Q) 死亡した役員の給料と退職金を口座振り込みしようとしたところ、凍結されていたため、振り込みができなかった。相続人の代表者に支払うことで問題はないか。

A) 相続する給与や退職金等の金銭債権は、法定相続の場合、原則として相続分(配偶者1/2、子は1/2を人数で均等割り)に応じて当然に分割されるので、相続人全員に対して受取金の案内を郵便等でお知らせするのが望ましいです。特定の相続人に全額を支払った場合、他の相続人から、相続分に応じた支払の請求がなされる場合がありますので、注意が必要です。ただし、相続人全員が署名捺印し、印鑑証明を添付して、受取人を特定した場合は、その者に支払うことは問題ありません。

4 介護職員に係る補助金の決算処理

Q)

介護職員に係る「処遇改善支援補助金」について、県への申請手続きは4月以降とされており、交付決定後に、前年度2月、3月分が交付される。このため3月までは何ら手続きを行うことがなく、県からの交付内示等もない。この補助金の2～3月分は、決算において「未収金」として計上すべきか。

A)

3月までに申請手続きや県からの交付決定が行われていない場合は、収益に補助金を計上する必要がなく、未収金の計上も必要ありません。

5 決算における補助金の未払い処理

Q)

施設が受け取る介護報酬は、実績の2か月後となっており、介護報酬の加算に係る給与への加算も2か月後に支給としている。また、県の処遇改善補助金も同じ仕組みで支給となる。なお、給与の支払いは、前月の実績に基づいて毎月10日に支払っている（例：4月10日の支払いは3月分の実績に基づいた給与に、2月分の介護報酬加算分及び処遇改善補助金を追加）。この場合に、決算における補助金の未払い費用は、2月分のみか3月分も計上すべきか。

A)

職員給与の3月分に補助金が追加で支給される場合は、3月分の給与として年度末までに債務が確定しているので、未払い費用に計上する必要があります。

6 積立金の取り崩し

Q)

積立金を取り崩して施設整備をする予定があり、予算の承認はすでに得ているが、理事会において議案として提案が必要か。

A)

予算の説明をする際に、積立金の取り崩しに係る内容・金額・残余金が生じた場合の処理方針などを含めて説明し、その承認があれば、改めて議案として提案する必要はありません。

7 個人からの寄付と税額控除

Q)

個人から寄付を受け、その寄付が税額控除の対象となるか相談があった。どのように回答すべきか。

A)

個人が社会福祉法人に寄付をした場合、所得税法上、すべての社会福祉法人への寄付で適用できる「所得控除」と“税額控除対象法人”に該当している社会福祉法人への寄付に適用できる「税額控除」とがあります。税額控除対象法人になるには、社会福祉法人の認可を受けた所轄庁に対して申請し、租税特別措置法に定められている要件を満たしている旨の証明を受ける必要があります。以下の2つの要件のうち、いずれか1つを満たしていれば証明を受けることができます。

① 3,000円以上の寄付金を支出した者が、平均して年に100人以上

② 経営収入金額に占める寄付金収入額の割合が5分の1以上

8 寄贈された車輛の仕訳

Q)

24時間テレビから寄贈を受けた車両の仕訳はどのようにすればよいか。

A)

(借方) 車輛運搬具×× (貸方) 固定資産受贈額 (車輛運搬具受贈額) ××
金額は資産の評価額 (時価) となりますが、自動車会社から金額を教えてもらうのがよいです。

9 義援金の仕訳

Q)

能登半島地震復興支援として法人が義援金を支出した場合の仕訳はどのようにすればよいか。

A)

社会福祉法人は寄附金を支出することが想定されていないため、「寄附金」の勘定科目も設定されていないので、事務費の「雑費」に計上するか、または、「寄附金」という科目を新規に作成して計上する方法が考えられます。

10 冷暖房設備の更新と支出科目

Q)

冷暖房設備の更新にあたり、当初予算では機械設備として計上していたが、実際には建物の附属設備となったことから、建物取得支出として流用の上、支出が可能か。

A)

「建物取得支出」と「機械及び装置取得支出」はいずれも、「固定資産取得支出」という大区分の科目の中にある中区分の科目であるため、「機械及び装置取得支出」から「建物取得支出」への予算の流用は中区分の勘定科目間の予算の流用ということになり、可能です。

11 施設型給付費の公定価格増加分の精算

Q)

施設型給付費の精算で1年間の公定価格の増加分が翌年度の5月に入金となる。この額は職員の処遇に関わるもので職員に支給しなくてはならず未払費用としての決算伝票計上を考えた。

(借) 事業未収金 ○円 (貸) 施設型給付費収益 ○円

(借) 職員給料 ○円 (貸) 未払費用 ○円

この職員給与は6月以降に支給予定であるが、資金収支計算書に未収部分の施設型給付費収入を計上しているの、職員給料支出も未払計上してよいか。また、4月にこの未払費用を消去しても差し支えないか。

A)

収益 (施設型給付費収益) と費用 (職員給料) を対応させるという考え方をすれば、未払費用に計上するのがよいです。他方、収益と費用を対応させることを考えずに、支払時に費用を計上すると考えれば、未払費用に計上しない方法もあります。(収益と対応させるため未払費用を計上する方法と、4月以降の給料として支払い、収益と対応させず未払費用に計上しない方法の2通り)。なお、4月に未払費用を消去すると4月の職員給与はその分少なくなるため、4月に未払費用を消去するのではなく、実際の支給時 (6月) に未払費用を消去するのがよいです。

1 2 土地の売買契約と収入印紙

Q) 法人の事業活動に必要な土地を、個人からおおよそ500万円で購入する場合、売買契約書に収入印紙の貼付が必要か。

A) 契約金額が1万円未満の場合は収入印紙の貼付は不要ですが、それ以上の場合は貼付が必要です。

1 3 福祉充実計画算定シート

Q) 財務諸表の福祉充実計画算定シートについて、保育園で使用している土地や園舎、物置や大型遊具、器具備品などが、控除対象かどうかの判断はどのように行うか。

A) 法人の事業に使用している資産は控除対象となり、事業に使用していない資産は控除対象となりません。

1 4 不動産の無償譲渡と仕訳

Q) NPO法人から土地・建物等を無償譲渡され、社会福祉法人として事業を開始した場合、具体的な仕訳方法はどのようにしたらよいか。

A) 土地・建物等を無償譲渡された時の仕訳

(借方) 土地	××	(貸方) 土地受贈額	××
建物	××	建物受贈額	××

金額は、土地と建物を時価評価した金額になります。上記の無償譲渡が社会福祉法人の設立や施設の創設のために行われたものである場合は、上記の金額が基本金の組入れ対象となり、基本金の組入れの仕訳が必要になります。

(借方) 基本金組入額	××	(貸方) 基本金	××
-------------	----	----------	----

地方公共団体から固定資産を無償譲渡された場合は、寄附ではなく、補助と認識し、国庫補助金等特別積立金を積み立てることとなりますが、地方公共団体ではないNPO法人からの無償譲渡は、寄附として取り扱い、基本金の組入れが必要になります。

1 5 会計システムの活用と補正のタイミング

Q) 会計システムの「当初予算の繰越額」と「前年度決算による繰越額」の差額は、現システムでは、補正なしで自動的に増額されるが、補正のタイミングなど、どのように考えたらよいか。

A) 補正のタイミングは、前期末支払資金残額の金額が確定した時点で、決算確定と同時でよいです。

16 委託事業収入と勘定科目

Q)

町からの委託事業で、「障がいのある方の送迎事業」に取り組むこととなり、町からは、年間委託費用を受け取る。事業内容としては、依頼があれば、個人が自家用車を提供して、希望者を送迎するというもの。他にも町からの受託事業があり、「町受託事業収入」として会計経理してきた。このたびの事業は、本年度単独なのか、来年度も継続するかは未確定の状況。このような内容について、収入科目は、上記と同じとしてよいか。また、上記の年間委託費とは別に、自家用車を提供して送迎した人には、町から実費の支払いがある。1回あたり片道2,200円の定額で、一旦、本会に受け入れて、そのあと個人に支払うというもの。このような入出金について、ふさわしい勘定科目は何か。

A)

町から貴会に支払われる年間委託費用については、町からの他の受託事業と同様に、「町受託事業収入」として処理します。1回当たり片道2,200円を貴会が受け入れた際の勘定科目は、次のいずれかとなります。

○2,200円をそのまま個人（送迎した人）に支払う場合は、貴会は2,200円を一時的に預かっただけですので、「預り金」で処理します。（2,200円受け取り時は「預り金」の増加、2,200円支払時は「預り金」の減少。）

○2,200円をそのまま個人に支払うのではない場合は、2,200円受け取り時は、町から受け取る場合は「町受託事業収入」、送迎依頼者（利用者）から受け取る場合は「利用料収入」で収入に計上し、その後、個人に支払う際は、費用の科目（例えば、送迎事業費用のような科目）で処理するのがよいです。

17 無償譲渡を受けた不動産の借入金に係る仕訳

Q)

無償譲渡を受けた土地・建物について、譲渡元のNPO法人が購入する際に使用したのは国庫補助金だけでなく借入金も使用しており、その借入金について債務引受をした。この借入金はどう仕訳入力すればよいか。

A)

土地・建物の評価額と引き受けた債務額により仕訳方法が異なります。

- 土地・建物の評価額（時価）と引き受けた債務（借入金）の金額が同額の場合
(借方) 土地 ×× (貸方) 施設設備資金借入金 ××
 建物 ××
- 土地・建物の評価額（時価）が引受けた債務（借入金）の金額よりも大きい場合
(借方) 土地 ×× (貸方) 施設設備資金借入金 ××
 建物 ×× 固定資産受贈額 ×× (差額)
- 土地・建物の評価額（時価）が引受けた債務（借入金）の金額よりも小さい場合
(借方) 土地 ×× (貸方) 施設設備資金借入金 ××
 建物 ××
 権利（のれん） ×× (差額)

18 街灯の固定資産登録

Q)

この度、150,000円の街灯を購入した。この支払いを、2拠点で按分して、75,000円ずつの支払いにしたい。

規程では100,000円以上の購入は固定資産になるとあるが、100,000円以下の75,000円ずつ2拠点で固定資産登録をしてもよいか。

A)

購入した街灯が1つの拠点内にあり、1つの拠点でしか使用していない場合は、その拠点（1つの拠点）の固定資産に計上する必要があります。ただし、例えば、購入した街灯が隣りあわせの2つの拠点の間にあり、2つの拠点の利用割合が50%ずつの場合は、75,000円ずつ2拠点で固定資産登録することになります。法人全体で見れば、1つで10万円以上のため、固定資産に計上し、その科目は「構築物」とします。

19 保育園の廃園と退職給付引当金の処理

Q)

3か所経営している保育園のうち、1園は、令和5年4月から休園している。子どもの減少もあって、再開の見込みがないことから、将来的には廃園の方向で考えている。同園の職員は、休園とともに、ほかの2園に配置替えとなった。会計上、退職給付引当金が休止している保育園に計上されているが、これをどのように処理すればよいか。

A)

退職給付引当金と同額の退職給付引当資産の計上について

【休止保育園拠点区分】

（借方）退職給付引当金 ○円 （貸方）退職給付引当資産 ○円

【異動先の拠点区分】

（借方）退職給付引当資産 ○円 （貸方）退職給付引当金 ○円

という会計処理を行えば、休止保育園の退職給付引当金が配置換え先の保育園に移管できます。

20 消耗品の購入と見積の徴取

Q)

内規にて10万円以上の物を購入する際には2社以上の見積を取ることにしている。このたび、トイレットペーパー購入にあたり町内2社から見積もりを徴したところ、1社が辞退した。残りの1社が予定価格内ならば発注して良いか、別に1社から見積もりを取るべきか。

A)

内規等でトイレットペーパーは町内の業者からでないと購入しないというような規定があれば、トイレットペーパーの取扱業者が町内に2社で、このうちの1社が辞退された場合は、1社からしか購入することはできないため、1社の見積書でよいですが、購入にそのような制限がない場合（町外の業者からでも購入可能な場合）は、町外の業者から見積書を入手する努力をする必要があります。

21 施設利用者のサークル活動に係る施設負担分の勘定科目

Q)

施設の利用者が中心となって活動しているアートサークルがあり、このたび活動でできた作品を、会場を借りて展示した。その際に発生した費用をサークル活動の補助金と足りない分を施設が負担することとした。施設負担分の勘定科目は何になるか。

A)

会計基準の勘定科目一覧の中には明確に該当するような適切な科目がありません。金額が僅少であれば、「雑費（雑支出）」を使用するか、金額が僅少でなければ、「〇〇費」のような費用の内容を示す名称を付した科目を新たに作成することが考えられます。利用者のための作品展示会と考えて「教養娯楽費」という科目を使用、又は会場代を支払っているのであれば、「賃借料」という科目を使用することも考えられます。

2.2 消費税の算定方法

Q)

2名の者が参加するイベントにおいて、支払われた金額が2名分をまとめた場合、領収書の交付における消費税の算定方法は、次のいずれが正しいか。

- ① 1名ずつの計算の後、2名分を乗じる
- ② 領収書に記載する金額全体の10/110を消費税額とする。

A)

消費税の端数処理は、1つのインボイスにつき、1回の端数処理を行うこととなっており、消費税の1円未満の端数処理方法は、切捨て、切上げ、四捨五入の中で任意となっています。このため、事例の場合は、1名ずつの税額を算定して人数分を乗じることはできません。

2.3 会議参加者の交通費と源泉徴収

Q)

法人が主催する会議の参加者に、会場までの交通費として、一人当たり1,000円の定額を支払うこととした。この場合に源泉徴収が必要か。

A)

交通費手当として1,000円ずつ支払う場合は、交通費の実費を支払っているとは言えないため、謝礼として1,000円支払ったとみなされて、源泉徴収が必要となります。ただし、源泉徴収が必要な場合でも、1,000円の支払いは、源泉徴収税額表の日額表の「丙」欄を使用することとなる場合は、源泉徴収税額は0円となります。「丙」欄は、日給または時間給で支払うケースで、継続して2ヶ月を超えた契約でなければ適用されますので、1,000円の支払いが継続して支払うものでなく、1回きりの支払いであれば、源泉徴収税額は0円となります。

2.4 照明の取換工事と分割支払いによる仕訳

Q)

照明器具を蛍光灯からLEDに取り換える工事を行い、支払いを、1年を超えた分割とした場合の仕訳はどのようにしたらよいか。

A)

支払が1年を超える部分を含めて事業未払金に計上します。経費の未払いは支払期限が1年超先でも流動負債に計上します。

2.5 事業の廃止に伴う固定資産の移管等の仕訳

Q)

3つの事業を実施していたが、そのうちの1事業を廃止した。事業開始当初は、固定資産や資本金などをすべて按分し、各事業に振り分けていた。この度の事業廃止に伴い、固定資産の移管処理を行う仕訳はどのようにしたらよいか。

A)

減価償却累計額の移管処理の例

建物取得価額1,000、建物減価償却累計額800、建物帳簿価額200の移管の場合

- 会計ソフト上で、直接法で固定資産を処理している場合の移管元の仕訳
(借方) ○○区分間固定資産移管費用 200 (貸方) 建物 200
- 間接法で固定資産を処理している場合の移管元の仕訳
(借方) ○○区分間固定資産移管費用 200 (貸方) 建物 1,000
建物減価償却累計額 800

26 支払の領収書と明細

Q)

指導監査において、領収金額だけではなく、内訳が分かるものが必要と言われた。ある小売店で現金払いをした際、レシートの他に領収書を求めたが対応してくれず、また、別の小売店では領収書と明細書と両方の発行を求めたが、いずれか一方のみと言われた。今後どうすればよいか。

A)

購入したものがわかるレシート（明細）を入手すればよいです。

27 死亡した役員への支払いと源泉徴収

Q)

死亡した役員への給料と退職金の支払いについて源泉徴収は必要か。

A)

死亡されたのちに支払日が到来するものは、相続財産として、相続税の課税対象となるため、源泉徴収は必要ありません。

28 法人が所有する建物の処分と課税の有無等

Q)

法人が所有している建物を、現在、町に貸与して医療法人が小規模保育園を運営している。今後、小規模保育園は廃止の方向で、法人としても使用予定がないので、無償譲渡又は売却を検討中。10数年前に3,700万円で取得して以降、減価償却をして現在の簿価は、1,700万円。今後、売却する場合、課税の有無や、算定式などを知りたい。

- A 入札等によって、帳簿価格を上回って売却された場合
- B 上記によって、帳簿価格以下で売却された場合
- C 買受人が、社会福祉法人の場合
- D 買受人が、社会福祉法人以外の場合
- E 売却前の用途が社会福祉事業の場合
- F 売却前の用途が社会福祉事業以外の場合

A)

社会福祉法人が法人税法上の収益事業を行う場合には、法人税法上の収益事業の損益（利益）について、法人税が課税されることになっています。法人税法上の収益事業以外の事業（非収益事業）の損益については、法人税は課税されません。法人税法上の収益事業の用に供している固定資産を譲渡し、譲渡益が発生した場合（帳簿価格よりも高く売却できた場合）、固定資産の譲渡益を法人税法上の収益事業の損益に含めないことができるケースがあります。ご相談のケースでは、建物の貸与が法人税法上の収益事業に該当するとしても、建物を10数年前に取得されており、「相当期間（おおむね10年）にわたり固定資産として保有」しており、固定資産の譲渡益には法人税が課税されない場合に該当します。なお、売却の類型ごとには、次のとおりです。

- A 入札等によって、帳簿価格を上回って売却された場合
⇒上回った部分が譲渡益になりますが、建物を10数年前に取得されているため、法人税法上の収益事業に該当する場合であっても、譲渡益に法人税は課税されません。
- B 上記によって、帳簿価格以下で売却された場合
⇒下回った部分は譲渡損となり、課税されません。
- C 買受人が、社会福祉法人の場合
- D 買受人が、社会福祉法人以外の場合
⇒買受人が、社会福祉法人か否かは課税とは無関係です。
- E 売却前の用途が社会福祉事業の場合
- F 売却前の用途が社会福祉事業以外の場合
⇒売却前の用途が、「法人税法上の収益事業」となる場合であっても、今回の固定資産の売却には課税されません。

29 退職給付金の仕訳

Q)

法人が加入している組織から、法人の施設に対して退職給付金の振込があった際の仕訳は、次のとおりでよいか。

退職給付金支給額	4,698円
退職給付引当資産 (R6. 12. 25時点)	67,680円
退職給付引当金 (R6. 3. 31時点)	46,980円

①退職給付金振込時の仕訳

現金預金 67,680	/	退職給付引当資産 67,680
雑損失 62,982	/	現金預金 62,982

②退職給付金支給時 (施設 → 従業員) の仕訳

退職給付引当金 46,980	/	現金預金 46,980
現金預金 42,282	/	退職給付費用 42,282

A)

仕訳として問題ありませんが、使用する勘定科目については、①の施設が4,698円受取時の仕訳の「雑損失」(サービス活動外増減による費用)は、「その他の費用」(サービス活動増減による費用)がよいです。同様に、②の施設から退職者に4,698円支払時の仕訳の「退職給付費用」は、「その他の収益」(サービス活動増減による収益)がよいです。

30 車のリース契約と車輛としての固定資産登録

Q)

毎月51,150円を60か月支払う形で車のリース契約をした。車輛として施設の固定資産に登録しないといけないか。

A)

車のリースについては、まず、そのリース取引が、「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」のどちらに該当するかを確認する必要があります。オペレーティング・リース取引に該当する場合は、リース料の支払時に費用処理(賃借料に計上)するだけであり、固定資産の計上(登録)は必要ありません。ファイナンス・リース取引に該当する場合は、固定資産に計上(登録)する必要があります。仕訳としては

(利子込み法の場合は)、

(借方)有形リース資産 3,069,000円 (貸方)リース債務 3,069,000円 (51,150円×60月)

となり、決算時には、有形リース資産の減価償却費の計上と、リース債務を1年基準で、流動負債と固定負債に区分する必要があります。

31 不動産の譲受と課税

Q)

他の社会福祉法人が保有している不動産を無償又は低廉で譲り受け、譲り受けた物件を収益事業の用に供する場合、帳簿価格との差額が収益とみなされ課税されるか。また、収益事業以外の用に供する場合は課税対象となるか。

A)

譲り受けた物件を収益事業に使用する場合、譲り受け側は、会計上は「固定資産受贈額」が収益に計上されることとなりますが、税務上は、原則として課税対象になりません。また、非収益事業の収益は税務上、課税されないため、収益事業以外に使用する場合も同様に課税されません。

3 2 賞与と賞与引当金の仕訳

Q)

賞与の仕訳を以下のようにしており、冬季賞与の資金に処遇改善部分を含めるが、その場合、同額の賞与引当金を取り崩すのか、処遇改善部分を除いた賞与引当金を取り崩すのか。

夏季賞与仕訳	賞与引当金／普通預金	500,000円
	職員賞与／普通預金	50,000円（処遇改善手当分）
	計	550,000円
冬季賞与	職員賞与／普通預金	550,000円
	同額の賞与引当金取崩し	

A)

賞与引当金の取り崩し金額は、賞与引当金として計上されている金額のうち、冬季賞与分として賞与引当金に計上されている金額を取り崩します。処遇改善分を含めるか否かではなく、（冬季賞与に係る）賞与引当金として計上している金額を取り崩すこととなります。

3 3 ソフトの導入と固定資産の計上

Q)

I C T補助金を活用して次のとおり介護記録ソフトを導入する場合の固定資産の計上対象となるか。
介護記録ソフト 9,900千円 タブレット1,300千円（1台あたりは30千円）

A)

社会福祉法人の経理規程において、「固定資産に含めない1個あたりの金額」を確認し、タブレットの1台当たりの金額が、それ以下であれば、固定資産ではなく、事務消耗品費との整理となります。

3 4 定年と再雇用制度

Q)

定年年齢を60歳とし、65歳までの再雇用制度を規定している。再雇用に係る給与は、退職時の80%程度を支払っている。雇用期間は1年間とし、以降、更新が可能としているが、これらの規定は法的に問題がないか。

A)

高齢者雇用安定法においては、65歳までの雇用確保措置として、65歳までの定年の引上げ、65歳までの継続雇用制度の導入、定年の廃止のいずれかの措置が義務づけられ、さらに70歳までの就業機会の確保が努力義務とされています。相談の法人は、65歳までの継続雇用制度が確保され、雇用確保措置は果たされていますが、今後、70歳までの就業機会の確保の規定についても検討していく必要があると考えられます。なお、継続雇用制度の雇用形態、賃金等の内容については法律上の規定はなく、適宜、規定していくこととなります。

3 5 休職中の職員の復職手続き

Q)

私傷病（腰痛）で休職中の職員が復職希望を出した場合、雇用側は、どのような手続きを経て復職を認めればよいか。

A)

休職は、法令に基づく制度ではなく、法人の就業規則に規定することにより、それに基づく対応をすることとなります。復職の希望を認めるかどうかは、就業が可能かどうかの判断を、医師（産業医である必要はなし）の診断書により、「就労して問題ない」ことを確認したうえで、復職を認めることとし、その旨、就業規則等に規定しておくことが適切と考えられます。

3 6 休憩時間のあり方

Q)

「休憩時間がとれない」と職員から言われたときの対応に困っている。休憩室も広くないため、担当部署にそのままの方が楽な職員もいる。労務から解放される休憩時間のあり方について見直す必要があると思うが、どのように着手すべきか悩んでいる。また、事務作業などを休憩時間にある程度進めておきたいという個人の視点から行う事務作業は時間外対象とすべきか。
(保育所運営法人)

A)

休憩時間は、権利として労働から離れることを保証されている時間であり、労基法で、「途中付与の原則」、「一斉付与の原則」、「自由利用の原則」が定められています。「一斉付与の原則」については、労使協定がある場合は、この限りでないとしており、さらに、運輸交通、商業等の特定業務については労使協定の締結は不要とされていますが、保育所は社会福祉業で特定業務には該当しません。なお、「自由利用の原則」については、警察官や児童自立支援施設で児童と起居を共にする者等については対象外とされています。重要なのは業務から解放される時間の確保であり、それを実態の中でどのように確保していくかを、まず検討していく必要があります。職員の方と一緒に、実現可能な確保方策を検討したうえで、それに沿った協定書の締結を行うことが必要です。「自由利用の原則」から考えると、休憩場所について規定する必要はなく、また自主的に（業務命令でなく、個人の自発的な判断として）行う事務処理まで、否定することはできないかと思われませんが、休憩時間に時間外業務（業務命令に基づく業務）を持ち込むことはできません。


37 最低賃金のアップと正職員の対応

Q)

県内の最低賃金が957円になり、法人内の臨時職員などは、この金額よりも安いため、賃金アップが必要となった。この影響を受けて、正職員のベースアップをしないといけないか悩んでいる。

A)

最低賃金自体は、事業所内の最低賃金者に適用される制度であり、全体のベースアップ等を規定するものではありませんが、一方で、正規、非正規間の不合理な待遇差の禁止規定（いわゆる同一労働同一賃金）から、職務、業務内容に均衡した処遇、賃金体系が求められるようになっており、労務管理上も重要な課題となっています。このため、賃金制度を整備し、職種別の賃金テーブル（給料表）を作成する等により、職員全体（正規職員、非正規職員）のバランスをとった賃金のベースアップを図っていくことが望ましいと考えられます。



この事例集は令和5年度から6年度に鳥取県社会福祉協議会が実施している「なんでも相談」に寄せられた相談の一部について、他法人の参考となるようQ&A方式でまとめたものです。なお、掲載にあたり、その一部を抜粋したほか、補足説明を加えています。

また、相談の内容によっては、法令の解釈や判断が必要な場合がありますので、個別のケースの詳細については県又は市の社会福祉法人を指導監督する部署や労働基準監督署などの関係機関にお問い合わせください。

